

都市環境委員会議事日程表

日 時 : 令和5年2月24日(金) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	請 願	2	市下水道料金の推定未収金が毎年約1億円発生に関する 請願	別 紙
2	議 案	18	財産取得について(消防救急デジタル無線)	P. 50
3	議 案	19	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれ に伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議につ いて	P. 52
4	議 案	20	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について (宅地造成等規制法関係)	P. 55
5	議 案	21	和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例 制定について	P. 59
6	議 案	31	令和4年度和泉市一般会計補正予算(第11号)【都市環 境所管分】	P. 121
7	議 案	32	令和4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予 算(第1号)	P. 137

分割付託案件内訳

※ 議案第31号 令和4年度和泉市一般会計補正予算(第11号)

○歳出のうち

5 款 農林水産業費

○地方債補正

農業施設整備事業

○繰越明許費

土地改良施設防災減災事業

松尾山農道排水路改修設計事業

岡坪井線雨水管整備事業

山の谷2号線道路改良事業

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

北信太駅前整備事業

信太山丘陵里山自然公園整備事業

内田班消防器具庫整備事業

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員長	山本秀明	副委員長	埤田英伸
委員	早乙女実	委員	森久往
委員	松本利裕	委員	遠藤隆志
委員	吉川茂樹	委員	小野林治三夫

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	坂本健治	副議長	松田義人
----	------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

副市長	森吉豊
副市長	吉田康人
参与	小泉充寛
総務部長	前田正和
環境産業部長	立花達也
環境産業部理事（農林・環境保全担当）	濱田和宏
都市デザイン部長	八木剛
都市デザイン部理事	津田拓也
上下水道部長	森下幸彦
消防長	藤原啓司
消防本部理事	岡田辰雄

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

紹介議員	小林昌子
参考人	岡本善信

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	北野泰史	事務局次長兼総務課長	井阪弘樹
総務課長補佐兼調査係長	辻美幸	総務課議事係主事	西垣聡
総務課調査係主事	夕部夏実	総務課議事係主事	但馬慧哉

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○山本秀明委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより都市環境委員会を開会いたします。



◎副市長挨拶

○山本秀明委員長 それでは、ここで、副市長の挨拶をお願いします。

はい、森吉副市長。

○森吉 豊副市長 おはようございます。副市長の森吉でございます。

都市環境委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

山本委員長、埤田副委員長はじめ、委員の皆様方には御出席いただき、また、坂本健治議長、松田副議長には御臨席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、環境産業部、都市デザイン部、上下水道部及び消防本部に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○山本秀明委員長 副市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○山本秀明委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎請願第2号 市下水道料金の推定未収金が毎年約1億円発生に関する請願

○山本秀明委員長 議事第1、請願第2号 市下水道料金の推定未収金が毎年約1億円発生に関する請願を議題といたします。

なお、本請願については、請願者から意見陳述の申出がございますので、参考人として請願者に出席いただき、後ほど意見陳述をしていただきます。

また、この際、お諮りいたします。

和泉市議会会議規則第141条の規定により、紹介議員の出席及び説明を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

それでは、参考人並びに紹介議員の席の移動のため、委員の皆様はしばらくお待ちください。

お待たせいたしました。本請願の参考人として、請願者の岡本善信さんに御出席いただいております。本日は御苦労さまです。せっかくの機会ですので、忌憚のない御意見を述べていただきますようお願いいたします。なお、請願の意見陳述は5分以内でありますので、時間が経過した場合には意見陳述の途中であっても中止させていただきますので、御了承願います。この意見陳述の後、委員からの質疑を受けていただくこととなりますので、よろしくようお願いいたします。

また、発言の際には必ず委員長の許可を得た後、氏名を述べた上、御発言願います。

それでは、よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ、岡本さん。

○岡本善信参考人 大変たくさん集まっておきまして、ありがとうございます。市議会のほうでこういうシステムが出来上がりまして、市民と市議会がより密着した形の接続はええことだと思っておりますが、今後ともこういう形態の会議を開いていただけます。安易にお

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

茶の間のように入れてもらうことをありがたく思います。今後ともよろしく申し上げます。

では、内容に入ります。

今回、この1億円という話は、一応この題目にも書いておりますように、あくまでも私どもは情報公開を何件かした中で、非常に不明瞭な状態がございましたので、与えられた資料を基にして、推定未収金が毎年1億円ぐらい発生しているということが、あくまでも計算上出てきたものですから、こういう提言をさせていただきました。

具体的には、一番私としては、情報公開請求の中で困ったのは、請願の趣旨の中にも書いてある、長々と書いておりますが、一番要点としては、趣旨の最終から3行目のところ辺ぐらいで、和泉市の情報公開条例9条、5条の3、5項のところ、第三者協議を本来はしとかなあかんの、しておられないところ辺に行政側のちょっと問題点があったんじゃないかなと私は思っておりますが、これは、なぜそんなことを言うかということ、市民に対してもそうなんですけども、行政の執行者としても独断専行的な形でのそういう決断をするんじゃないかと、第三者の意見を聞くことができるように情報公開条例の中にうたわれてるわけですから、絶対しなければならないとはうたってないんですけども、より自分たちの身の保全を図るため、行政担当者の身の保全を図るためにもそういうことをやっておくべきだろうと思うし、それがちょっと済んだとしても、今度そのところにおいて行政不服審査請求書みたいなものが出てきたときにも、そういうことをやっておくと非常に役に立つだろうと私は思っておりますので、こういうふう、そういうことをしない段階で市民が情報公開請求したときに却下するようなことをしないで、十分準備周到したような状態での却下がよろしいかと思っております。だから、その点を私は指摘しておるわけです。

その中で指摘する中で、いろんなことを、私は工学が専門ですから、工学的に与えられたデータを分析すると、少なくとも1億円の未収金が発生する可能性がある。絶対に発生してるとは私は申し上げられませんが、そのデータが公開されてませんので。私どもとしましては、当然ながら公共下水道の費用というのは、市民全般に水道を使った者は必ず排水するわけですから、今のところでは水道水の使用メーター料だけ払ってるわけです。それと同等に、法人のほうにおかれましては、そういうデータは当然あると思いますから、特に自己水と言われる井戸水をくんで、ららぼーのような1日1,500トンぐらい、1,500人以上の、1万1,500人やったかね、ぐらいの容量もくみ取るわけですから、それは重要な用途として開示していただいて、何か問題があれば別ですけども、お願いしたいと思っております。

開示拒否の要点としましては、最近、銀行からの借入金に対して非常に困難を来すという

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ことなんですけど、最近の近年における借入れに関しては、そんなごたいぐらいで借入れを許可するとかしないとかいう銀行の方針はないだろうと思いますので、もうちょっと深い関係の理由を示していただきたかったなと思っております。

一応時間ですか。また、御質問をいただいたときには詳しくお話しいたします。

私、光明台に住んでいる、もう一度、岡本です。

○山本秀明委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見陳述が終わりました。

ここで、参考人に確認いたしたいというふうに思うんですけども、本請願の内容につきましては、今回、上下水道部が下した情報公開、これの判断が誤っており、情報公開すべきというのが請願の内容だということで間違いございませんか。

○岡本善信参考人 100%間違いと言えば語弊があるかも知りませんが、少なく私の視点から見れば90%ぐらいは間違っておって、あとの10%はそれなりの意見があるかと思いますが、市民が知らないとか公平性が保たれない。もしくは市民が知らなくても、その公平性が保たれることを情報として発信いただければ大丈夫ですけど、それがされてなかったからこういう事態になっております。

○山本秀明委員長 そういうことですね。だから、情報公開のやり方がおかしいので、情報公開してほしいということの請願の内容だけはしっかりしとかんと、審議できませんので、それは確認させていただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○岡本善信参考人 こういう状態のものは、十二、三年前に私も1回して、大体和泉市においてもちゃんと情報公開制度は施行されると思うて、しばらくちょっとあっちこっち出歩いて、年齢が年齢なんで、もう隠居生活ですから旅しておりましたんですけど、帰ってきて久しぶりに情報を確認するとこういう状態だったんで、10年前に戻りたいと思っただけです。

○山本秀明委員長 否定されなかったの、今回の請願内容は以上のとおりだということで確認させていただきました。

これより本請願についての質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、各委員におかれましては、参考人と紹介議員に対し質疑及び説明を求めることができますが、参考人及び紹介議員からは委員に対し質疑をすることができませんので、御了承願います。

参考人並びに紹介議員に対する質疑の発言はありませんか。

森委員。

○森 久住委員 五月会、森です。本日はよろしくお願ひいたします。

ただいまの請願の趣旨、理由説明、ありがとうございました。請願内容を拝見させていただきまして、1点だけお聞きしたいと思います。

まず、添付されている資料の2(3)②前期の住民監査請求書への補足事項、1(1)③令和4年8月25日、情報公開審査請求書提出(和泉第5号)とありますけれども、部分公開決定をされたことについて、情報公開審査請求の結果は出てますでしょうか。その1点お聞きしたいと思います。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ、岡本参考人。

○岡本善信参考人 御質問の趣旨は大体分かってるんですけど、基本的に情報公開請求というのは、出した段階でいろんな内容を吟味していただいて、開示するかしないか、部分開示するかどうかというのを判断されて出されてるんだと思うんですけども、その際においては、5階の管財室の窓口において、担当所管の諸文書長ですか、が来られて、十二分にこちら側の、書いただけではなかなか意思疎通ができないところもございますので、1時間か1時間半かけて互いで討論をし合ったわけです。その状況の中で御理解いただいた上で、そういう判断もございまして、こちらのほうで、要するに給水係のほうですか、給水サービス課のほうですか、の判断を弁護士等々御判断させていただいて、御回答させてもらうということで、そこで引き揚げられて、再度、その開示当日にその資料をもらったわけです。そこにおいてもまた論議はしたんですが、口頭でお話しした内容と若干違いますねという話はしたんですけども、もう決裁されてるやつですから、受けざるを得ないので受けて帰りました。

それによって、また私のほうではいろいろ検討しまして、情報公開審査委員会のほうに提出した状態です。そういう経過です。だから、結果は受け止めております。それは民主主義の中で、お互いの議論の中で話し合っていないかんで、主張は主張としてお互いに受け止めていただきたいと思いますと思ってるだけです。

○山本秀明委員長 森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

最終的にはまだ結果は出ていない。

(「一応決定通知はいただき、それから」と呼ぶ者あり)

○山本秀明委員長 岡本参考人さん、いわゆる指名されてからの発言で、一応ルールですので、よろしくお願ひいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

はい、どうぞ、岡本参考人。

○岡本善信参考人 慣れてないので、申し訳ありません。

一応は弁明書を頂き、それから私が反論書も頂き、それにおいて、それが決定というなら決定なんでしょうけど、私としてはまだ決定とは思っておりません。もし決定すれば、また行政不服審査委員会のほうに出したいとは思っておりますけど。

もうちょっと補足で。いろんな手法でいろんな問題があって、この問題に関しては議会だけではなくて、文書にも書いたと思うんですけども、市民監査委員会のほうにも提出しておりますして、先般、監査委員会のほうで委員会を開いていただいて、十分に協議していただいて、内容については一応了解していただいているものと思っております。どういうふうにご了解されたかは分かりませんが、またそれなりの判断がかけられて返ってくると思います。それが来ましたら、また必要な方には御説明します。

この問題に関しては、事前に各派のトップの方に一応資料を事前にお渡しして、何か質問があればいつでもと思って準備しておりましたのですが、あまり質問はなかったです。

以上です。これでよろしいですか。

○山本秀明委員長 はい、森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。

通常、情報公開審査請求をすると、審査会から結果が来るというふうにご承知していただいておりますけど、まだ今のところ結果は来てないという判断でよろしいですか、答えとしましたら。

○山本秀明委員長 はい、岡本参考人。

岡本さん、委員の質問内容を御理解いただいておりますか。端的にお答えいただけたらありがたいと思うんですけど、よろしく願いいたします。

○岡本善信参考人 行政側としては結論出さないで出しておられると思っておりますけども、私のその情報で全てが充足された状態ではございません。結果、最終結果とは思っておりません。

○山本秀明委員長 はい、森委員。

○森 久往委員 まだ最終結果が出ていないというふうには思うわけですが、結果的には審査会からまだ結果が最終的には来ていないという、そうですね。それだけお聞きしたかった。

○山本秀明委員長 はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 そのとおりで、情報審査委員会のほうからも出ておりません。14日のときにちょっと口頭弁論をした段階で終わっております、現在は。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○山本秀明委員長 その件は、現在審査中で結果が出てないということです。よろしいですか。

他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、参考人並びに紹介議員に対する質疑を終了いたします。

本日、参考人の方には御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

ここで、参考人並びに紹介議員の退席のため、委員の皆様にはしばらくお待ちください。

お待たせいたしました。

それでは、次に本請願について、理事者の所見を説明願います。

はい、どうぞ。

○北橋公都上下水道部お客さまサービス課長 お客さまサービス課長の北橋です。

請願の趣旨において、公共公益施設等のインフラ整備費用は公平公正に受益者負担をすることが原則であり、負担者は、その負担状況を知る権利を有するものであるとあります。知る権利に対しては賛同しますが、個別の案件においては、今回のように和泉市情報公開条例第6条第1項第3号に該当することから非公開といたしました。

また同様に、和泉市情報公開条例第9条第5項の第三者の意見を確認し、実施機関の独断での判断で下水道処理量及び料金等の不開示は避けるべきであるとのことですが、条文上、意見聴取を必ずしも必要としておらず、非公開とした部分は第3号に該当することは明らかであることから、第三者の意見聴取の必要性がないものと判断しました。

次に、請願の理由において、専用水の利用とその排水処理量と費用について疑念を持ち、情報公開すると開示決定が不明瞭で疑念が深まったとありますが、情報公開の内容について、情報公開条例第6条第1項第3号に該当することから非公開としており、開示決定が不明朗ではありません。

続いて、独自整理書面のみの開示で、市が保有する各種計画や許可申請等の書面でないことから隠蔽工作の疑念が生じるとのことですが、情報公開請求の前段で、請願者とは公開内容について対話の上、過去の企業別、年度別専用水量の実績等との内容で情報公開請求となり、独自書面などというのではなく、その内容に沿った公文書での部分公開決定となりました。

次に、各種許可関係図書や都市運営上の公文書には経過が見えるが、集約・整理した書面からは責任の所在が明確にできず、今後の和泉市の負の財産の蓄積有無の確認が不可能であるとのことですが、情報を公開した書面の基となった数値の簿冊等については、改めてその

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

内容で情報公開すれば、部分公開ではあるが、公開できる旨は説明済みです。

最後に、情報公開情報から7法人の下水道処理料金として年間未収金約1億円の発生が推定されるが、実施機関、上下水道部お客さまサービス課は何の説明も反論もない。業務放棄以外の何物でもないとのことですが、1億円の未収金についての主張は、今回の部分公開決定に関する審査請求の中で問題提起されていることから、本件処分との因果関係が不明であるため、認否及び主張を行っていません。

なお、年間未収金約1億円については、和泉市立総合医療センターの稼働率の推定約61%なるものを全ての施設の合計に当てはめたもので、何ら根拠のあるものではありません。

以上です。

○山本秀明委員長 説明が終わりました。

これより理事者に対する質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

森委員。

○森 久住委員 森です。

まず、請願の趣旨の中で、「和泉市情報公開条例第9条第5項の第三者の意見を確認し、実施機関の独断での判断で下水道処理量及び料金等の不開示は避けるべき」とあり、先ほど理事者の所見の中でそのことについての説明がありましたが、和泉市情報公開条例第9条第5項に規定されている「必要に応じて、当該第三者の意見を聴くことができる。」に関して、本件においてはなぜ第三者の意見を聞いていないのか。改めてその理由についてももう少し具体的に説明をお願いします。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○北橋公都上下水道部お客さまサービス課長 お客さまサービス課長の北橋です。

和泉市情報公開条例第9条第5項は、第三者に関する情報が同条例第6条第1項各号のいずれかに該当する、すなわち情報の公開をしないということについて客観的に明らかである場合を除き、第三者の意見を聴取し、その結果を踏まえて公開・非公開を決定する趣旨となっています。

本件については、汚水排除量、下水道使用料金等の変動を明らかにすることで来客者数や営業状態が推測されることから、法人に関する情報であって、公開することにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、和泉市情報公開条例第6条第1項第3号に該当することは明らかです。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

また、平成25年に同様の内容で神戸市において部分公開決定をしたことについて、情報公開請求に関する審査請求をした事例があり、審査会の判断としても、本件公文書を公開することは当該法人の競争上の地位を害するとともに、正当な利益を害するものと認められるとしており、非公開とした決定は妥当であるとの答申例があり、また、本市顧問弁護士相談の結果においても公開しないことが妥当であるとの所見も得ていたことから、第三者の意見を聞くまでもなく決定を行ったものです。

以上です。

○山本秀明委員長 はい、森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。

市は、本件に関して部分公開決定を行ったということですが、請願者はその判断について不服があるとして審査請求をされています。先ほどの説明でもございました。この場合、非公開とした部分やその理由など、市の決定の妥当性はどこが判断することになるのでしょうか。お聞きします。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○門林邦尚総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長の門林です。

情報公開決定に対する審査請求については、和泉市情報公開審査会へ諮問し、現在審査中であり、今後、市長宛て答申が出されることとなります。当該決定が妥当か否かについて、審査会の答申が出れば、その答申を尊重し、市として今後どうするか判断することになるものです。

以上です。

○山本秀明委員長 はい、森委員。

○森 久往委員 ありがとうございます。

現在、審査会で審査中ということですが、仮に審査会での答申が出されても、なお請願者が当該決定について不服だという場合、請願者は裁判所の判断を求めるなど、対応できる手段というのはありますか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○門林邦尚総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長の門林です。

市が審査請求に対する裁決を行った後、請願者がその決定に不服がある場合は、裁決があったことを知った日から6か月以内であれば、裁判所へ処分の取消しの訴えを提起することができます。

以上でございます。

○山本秀明委員長 森委員。

○森 久住委員 結構です。ありがとうございました。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はございませんか。

はい、早乙女委員。

○早乙女 実委員 すみません。今の森議員と当局とのやり取りを聞いていますと、審査会にかかって審議中という、そういう中身を我々がここでやってるのもどんなものかいなという、そういう気がします。ちょっと内容について不明確な点もありますので、何点か確認をさせていただきます。

請願内容の中で専用水道、ここでは分かりやすく井戸水としますが、その井戸水に対する下水道使用料金にすることが触れられています。それでは、井戸水に対する下水道の使用料金はどのような流れで算定しており、現状の対象施設は何件あるのか。また、一般家庭で井戸水を使用している場合の下水道使用料について、水道と併用している家庭も含めてどのように算定をしており、現状何件ぐらいあるのか、大体で結構ですが、はっきりしていれば、その数字も併せて教えてください。取りあえず1問目、以上です。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○北橋京都上下水道部お客さまサービス課長 お客さまサービス課長の北橋です。

まず、前提として、下水道使用料金については、水道使用水量イコール下水道使用水量として計算するものとなっており、その水量を基に下水道使用料金を算定しています。

しかしながら、井戸水については市の水道メーターの管理が及ぶものではなく、使用水量の把握ができないことから、和泉市下水道条例第19条第3項第2号及び和泉市下水道条例施行規程第18条第3号並びに和泉市公共下水道排除汚水量の認定に関する要綱に基づき、施設が設置した井戸水くみ上げメーターを基に報告された排除汚水量をもって下水道使用料金を算定しています。

なお、このような下水道使用料金の算定は全国でも一般的に用いられているもので、堺市、岸和田市はじめ近隣でも同様に行っています。

また、現状における対象施設件数については、ちょっと今は把握しておりませんので、申し訳ございません。

また、一般家庭の井戸水使用に係る下水道使用量については、和泉市下水道条例第19条第3項第2号及び和泉市下水道条例施行規程第18条第1号、第2号並びに和泉市公共下水道排

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

除汚水量の認定に関する要綱に基づき、世帯人数に1人の場合は8立方メートル、2人の場合は14立方メートル、3人の場合は20立方メートル、4人の場合は26立方メートル、4人を超え、5人目からは1人当たり4立方メートルを加算することとしており、水道水と併用した場合においては、その算出した排除汚水量に2分の1を乗じたものとしております。

また、こちらの井戸水使用家庭数については、ちょっと今把握はしておりません。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 分かりました。

井戸水の使用施設、また井戸水を使用している一般家庭における下水道の使用料金の決め方については分かりました。ただ、井戸水の使用施設の場合、先ほど幾つか企業名が出てましたけども、その施設が設置した井戸水くみ上げメーターを基に報告された排除の汚水量、その点で判断するという事なんですけども、これに誤りなどはないのか、本当に正しい数値だと言えるのか、確認をさせてください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○北橋公都上下水道部お客さまサービス課長 お客さまサービス課長の北橋です。

各井戸水使用施設については、お客さまサービス課の職員が年に1度、その施設のメーターを確認に現場へ赴き、直近の報告数値と乖離がないかを確認しています。このことから、施設が設置した井戸水くみ上げメーターを基に報告された排除汚水量に誤りなどはないものと考えています。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。

先ほどの審査会にかかっているから、ここで具体的にどうするかというのは、ちょっと後で委員長に任せますけども、今の報告を聞いてますと、メーターを確認して、それで1年間の経過を見て、また数字を確認して、請求をして、各企業には出してるということなんで、市立病院、総合医療センターの分で61%だから、ほかもそれぐらいだという安易な形での算定方法で請願者は出してるわけなんですけども、そのこと自体は、今の当局の説明で、私は全く不当な言いがかりというか、根拠のない請願の請求の内容になってると思います。そういった意味でも、実際審議をしても、私としてはこの1億円という数字そのものも非常に曖昧であると思うし、採択の必要はないと考えますが、そもそも先ほどのこの項目そのものが情報公

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

開を求める内容で、1億円とは全く関係のないやり方で出されてきているという、そういう請願のタイトル名と内容が合っていないということも含めて、審議するのはいかがなものかと思っておりますので、その点も含めてお諮りをお願いいたします。

以上です。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

質疑がないということで、本請願について採決をさせていただきたいというふうに思うんですけども、先ほど早乙女委員の御意見もあったんですけども、このまま採決させていただいてもよろしいですか。

早乙女委員さん。

○早乙女 実委員 私は、内容的には非常に不明確な部分が多いということでの反対の、採択の必要はないという形を含めた意見言いましたので、結論をお出しになるのであれば、それで従いますので結構です。

○山本秀明委員長 請願についてなんですけども、いわゆる請願の内容というのは、それを受け付ける、受け付けないというのは議会サイドのほうにはできないというふうになっておるみたいです。その中で、請願者の意思の中、本請願について御審査いただいたんですけども、採択・不採択、ここでそれを審議すべきかどうかも含めた中で、その辺、採択するか不採択するか御判断いただけたら私はいいいのではないかとこのように思っております。

よって、これより採決をさせていただきたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

はい、森委員。

○森 久住委員 すみません、採択・不採択ですが、どちらにしてもそれを意図する決定の意向を討論のような形でさせていただいたらありがたいなというふうに思います。でも、討論という形がなければ、もう採決していただいたら結構なんですけども、意思をちょっと伝えたいなというふうに思いまして、それも委員長判断でよろしくをお願いします。

○山本秀明委員長 すみません、森委員、発言あったように、もちろん採決に移る過程で当然討論はございますので、採決することに御了解いただきましたら、この後、討論お受けするよういたします。

そしたら……。

はい。

○吉川茂樹委員 この件については、議会として請願が出された以上、受けざるを得ないという判断でよろしいですか。

○山本秀明委員長 そうです。これはもう事務局とも、出された段階で協議させていただいたんですけども、どんな内容であっても、議会サイドとしては請願は受けざるを得ないと。今回、請願の趣旨も、ちょっと文章面で理解しにくい部分がありましたので、請願の表題も含めて。ですので、先ほど請願の内容について何を我々がお願いされて、それを判断していったらいいのかということも先にも確認させていただいたという次第です。

よろしいですか。

それでは、続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

○山本秀明委員長 森委員。

○森 久住委員 座ったままでもよろしいですか。失礼します。

先ほど失礼しました。意思をはっきりしとかないかんという思いがありましたので、失礼しました。

まず、市下水道料金の推定未収金が毎年約1億円発生に関する請願書についてですけども、不採択の立場から討論をさせていただきます。

請願の趣旨及び要求である下水道処理量及び料金等の情報公開における不開示は避けるべき、すなわち公開すべきであるという情報公開に対する妥当性の判断については、情報公開審査請求及び取消しの訴えの定義という手法があり、本件については、情報公開審査請求において審査会からの答申が出ていないということから、現時点で議会においてその是非を判断することは適切でないというふうに考えます。

以上のことから、本請願については不採択とするのが妥当だと考えます。

以上です。

○山本秀明委員長 他に討論の発言はありませんか。

はい、早乙女委員。

○早乙女 実委員 先ほどの質問のときに何度も言ってますように、下水道使用料に対する井戸水に対する算定の仕方というのは、私は納得のいく内容だったと思います。また、民間企業における不開示について、開示しないという理由についても、神戸の地裁での神戸市での判例も含めて納得できる内容だと思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上の点から、この1億円云々という、この請願の趣旨そのものが情報の不開示に対する審査であって、そのほうは、今、森委員がおっしゃったように、審査会で審議中だということとありますので、そちらのほうの判断に一旦は委ねるべきだと思っています。

以上の点から、この請願のタイトル及び内容については不十分な点が多いということで、不採択を主張します。

以上です。

○山本秀明委員長 他に討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これより起立により採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。



◎議案第18号 財産取得について（消防救急デジタル無線）

○山本秀明委員長 すみません、それでは、続いて審査願います。

議事第2、議案第18号 財産取得について（消防救急デジタル無線）を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○藤原啓司消防長 消防本部消防長の藤原です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第18号 財産取得についての御説明を申し上げます。

議案書50ページを御覧ください。

本案件は、まず、消防救急デジタル無線の財産を取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

まず、取得する財産といたしまして、消防救急デジタル無線となっております。

契約方法は随意契約で、取得予定価格は、10%の消費税を含めて3億2,120万円でございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ます。

次に、取得の相手方は、大阪府大阪市中央区城見二丁目2番22号、株式会社日立国際電気西日本支社支社長、藤原千嘉です。

議案書51ページには、参考資料としまして、納入場所、納入期限、取得内容を記載しております。

また、さきにお配りしております財産取得の補足資料も併せて御参照くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上、誠に簡単でございますが、議案第18号 財産取得についての説明を終わります。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしく願いいたします。

以上です。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

はい、早乙女委員。

○早乙女 実委員 すみません。早乙女です。

何点か確認をさせていただきたいと思います。

当事業、消防救急デジタル無線整備事業は、指名競争入札で実施をしたとのことですが、先ほど報告にあったように、最終的には1者による随意契約となった、この理由をまずお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

指名競争入札の結果として、全国で消防救急デジタル無線の取扱いメーカーである5者を指名し、3者が機器・機材の調達に難しく、期日内の納期ができないとの理由で事前辞退し、残り2者が指名競争入札を行いました。1者が必要書類の不携帯で、指名通知書内に失格となる旨の明記もしており、公平公正の観点から失格となり、中止となりました。通常であれば仕様書の変更、業者の再選定等を行い、再入札となりますが、納期の変更及び事業における指名できる業者の範囲拡大ができない等の理由から随意契約となりました。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 5者のうち3者が調達に難しいで、期日内納期できない理由で事前辞退だ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ということ。残り2者のうちの1者が、必要書類が不携帯で失格となったという、入札に来て書類を持ってこないなんて、こんなばかなことがあるのかなというふうに思いますけども、そういうことらしいです。非常にちょっと曖昧な感じがします。

3者は期日内に納期ができないということなのですが、いわゆる履行期日を延長することで再入札なんかも考えられたのではないかなと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

今回整備予定の消防救急デジタル無線システムの整備事業につきましては、令和6年12月に新消防本部庁舎の開庁、堺市との通信指令システムの共同運用開始を目途に事業を遂行し、また、創発プランにおいて北西部地域公共施設再編成に伴い、消防本部の除却事業を新消防本部開庁後に予定していることもあり、履行期間の延長については難しいと判断いたしました。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 そもそも共同運用ということ自体に引かかるんですけど、この分はもう既に議決されてますので、今さらという感じがするんですけども、本部の除却事業とか、新庁舎の開庁ですか、その辺の時期を含めて本当にできなかったのかどうかというのは、非常にちょっと曖昧だなと思っています。

さらに、議案書で参考資料を頂いていますが、その場合に納入場所として堺市の消防局及び堺市の総合防災センターと、こういうふうに堺市でも2か所納入場所が書かれています。もともと消防救急デジタル無線システムの整備事業は、和泉市においてももともと単独整備するというふうに聞いてたと思うんですけども、どういった機材を配置するのかということと、また、堺市側に配置するのであれば、堺市に費用負担を求める必要があるんじゃないかなと思うんですが、この点はどうでしょうか、お聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

堺市の指令センターから出場指令が流れた後、119番通報で受信した、例えば救急事案の交通事故であれば、負傷者の年齢や性別、負傷箇所、出血の有無等、詳細な情報は消防救急デジタル無線を介して本市の救急車に送られてきますので、堺市の指令センターにも、活動する上で必要な情報等を更新する手段として卓上型固定移動局無線装置が必要となります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

配置する機器の費用については和泉市が負担することとなります。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 情報のやり取りで、堺市側がないと都合が悪いということなんですが、それと、費用負担は和泉市が負担するというのもう言い切ってはりますのですが、ちょっと納得できないです。反対まではしませんけども、もともと共同運用という形を条件にしたときに、これだけの費用がかかるという、そんな説明はなかったような気がしますし、10年を経て和泉市側が変えなきゃいけないというのは分かりますけども、あわせて堺市でこれだけの施設に設置が必要となるという、その辺の説明が非常に事前の共同運用という形の説明のときというのは、私は曖昧だったんじゃないかなという気がしています。

その点は、今後こういう広域化の問題というのは非常に大きな問題につながるということが分かりましたので、今後ともきちっとした説明を事前にしていただくように要望して、取りあえず終わります。ありがとうございます。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

松本委員。

○松本利裕委員 松本でございます。

今回の消防緊急デジタル無線の財産取得について、私から入札要領など、質疑というより意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、本事業は、新消防本部開庁の令和6年12月に堺市との通信指令業務の共同運用に合わせて運用していきたいという、そういう思いがあって、履行期間の延長はできない状況下で、全国的にも消防機関の無線の更新時期が重なっているという背景だったと聞いております。

また、昨今の社会情勢の下、機器の機材調達が非常に時間を要することから、補正予算を組んで今回の事業に着手したと思われそうですが、補足資料記載のとおり、5者中3者が期日内の納期ができないとの理由で事前辞退したということに加えて、様々な計画により履行期間の延長ができない状況下であったら、もっと慎重にアンテナを張って情報収集に努め、もう一歩早い時期に事業着手しておれば、他の3者も応札できたのではないかと考えられます。今後、消防においては、消防車、救急車両等の高額な備品を購入する上で、今回の結果を踏まえて、より慎重に事業着手していただきますよう要望しておきます。

2点目は、入札要領についてですが、今回の消防緊急デジタル無線の機器製作ができる会

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

社は全国で5者しかないというふうに聞いております。今回その5者を指名されたということですが、そのうち3者が事前辞退で、結果、2者で指名競争入札を行おうとしたが、1者が必要書類の不携帯で失格となったということで入札が中止となった。再入札をするにしても、もともと5者しか指名できない状況下で、履行期間の延長も難しいことから、上限価格を公表しての随意契約としたということでもあります。

指名業者が限られた状況と、社会情勢により機器の確保が難しい状況の中、2者が入札に参加したという時点では競争の原理は働いておったというふうには思われます。必要書類の不携帯で失格として、結果、随意契約となったことは多くの損失があったのではないかと考えられます。また、契約におけるルールがあるのは理解できますが、高額な案件であるため、随意契約にするには様々な臆測を呼んでしまいます。以前にも同じようなことがあったように思われますので、今回、消防本部のみならず、今後きっちりと競争原理が働くような柔軟な対応も必要かと思われますので、入札ルールの改善など創意工夫を求めています。

以上です。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

はい、吉川委員。

○吉川茂樹委員 吉川です。確認をさせてください。

まず、整備委託。これ、補足資料のほうを見させていただいてるんですけども、整備委託で5,800万円、税抜きです。無線整備機器で2億9,200万円ということで出てるんですけども、これ、予算もつけて、こういう形で契約しようということなんですけども、この積算根拠、どういう形でこの金額がはじき出されてるのか。そして、これが妥当だという消防の判断はどの辺でされたのか。その辺についてちょっと教えていただけますか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

今回の積算につきましては、令和3年度に無線における設計業務を委託し、その設計業務の成果物として積算の金額が記載されているとともに、今回補正を上げる段階におきまして、3社から見積りを取り、各備品において平均を取り、積算というふうな形で上げさせていただいております。

以上です。

○山本秀明委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 設計業務委託のときに業者から参考の数字を頂いたということなんですけど

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

も、それはどこに委託されたんですか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

ビーム設計という会社に依頼、委託しております。

以上です。

○山本秀明委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

次に、3者から見積りを取ってという、先ほど答弁いただきましたけども、この3者を見積り取った平均ということなんですけども、この3者というのはどこになりますか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

まず、日立国際、2件目につきましては富士通、3件目についてはNECとなっております。

以上です。

○山本秀明委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 富士通もNECもこういう設計というんですか、金額は出せるけども工事はできないということですか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

今回の事業につきましては、本来整備委託というところで、委託事業として実施する予定ではございましたが、事業全体に対して備品の占める割合が高いことから、備品及び整備費として分割しての記載とさせていただいております。

以上です。

○山本秀明委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 よく分からないんですけど、分割というのか、そういう形で、これ意見として言うておきますけど、そういう形でできるのであれば、この5者以外でも十分受けられる話かなと思います。その点は、先ほど松本委員さんからも話ありましたが、もう少し将来的にどういう形であるのかというのは見極めていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

次に、お伺ひします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今回、こういう形で機器を搬入されてスタートした場合、耐用年数というのはどういう形になりますか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

整備より10年をめどに更新というふうになります。

以上です。

○山本秀明委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 そうしましたら、今使っている機器もちょうど10年になるという認識でいいですか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

現在使用しております消防救急デジタル無線については、平成26年に整備しており、約8年が経過しております。

以上です。

○山本秀明委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

じゃ、次にお伺いします。

51ページの参考資料の中で、納入場所として消防本部、各消防署並びに堺市の消防局及び堺市総合防災センターということで記載されております。そうした場合、堺市の更新がなされたときに、今回和泉市は更新するんですけども、堺市も同じタイミングで更新されるのか、また、堺市が更新しても和泉市の機器には何ら影響がないのか。その辺についてはどうなんでしょうか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

消防救急デジタル無線については、今回単独での整備というところになりますので、堺市とは別となります。

以上です。

○山本秀明委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 単独で整備ということになれば、別に急ぐ必要なかったんじゃないですか。

堺市と何らかの形でやり取りしなければならないというのであれば、この令和6年に急がな

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ければならないと思うんですけども、向こうにお願いというか、共同運用というんですか、運用というんですか、ちょっとよく分からないんですけど、それであっても、向こうは向こう、こっちはこっちという、そういう機器であれば、何らこの1者だけで随意契約する必要もなく、もう1か月遅らせても、もう1か月、2か月、また入札をきちっとやって取り組むべきだったんじゃないかなと思いますけども、なぜ令和6年にこだわったのか、その点について最後お答えください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

今回の無線の整備につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、令和6年12月に堺市との指令台の共同運用というところで、無線においても一部共通する部分が出てくることから、無線は単独整備ではありますが、指令における無線の活用というところが必須となってくることから、今回整備するものです。

以上です。

○山本秀明委員長 はい、吉川委員。

○吉川茂樹委員 だから、堺市が更新したらうちは関係ないんでしょう。一部どうのこうのという答弁を今されましたけど、さっきは全く関係ないですよと。和泉市は和泉市の無線でやりますよと。ただ、通信指令台に和泉市の無線が入りますよというだけの話と僕は理解してたんですけど、2回目の答弁は一部というような言い方をされると、じゃ、実際どうなのというのが正直なところなんです。その辺についてはどうなんですか。

だから、堺市の無線ときちっとやらなければならないのか。だから、堺市がまた更新しますよと、堺市も10年スパンで更新するわけですよ。堺市の更新はいつなのか、つかんでおられると思うんですけども、堺市が更新したときに、向こうは当然新しいものをやっていくわけですから、バージョンアップの無線が入ると思うんです。そのときに、同じタイミングなら同じようなものが入るのかなと思うんですけども、3年、4年変わってきたら機器も全部変わってきます。そのとき和泉市は、令和6年に入れたものがずっと使えるのかどうか。それだったらいいんですけども、その辺の確認も取って今回こういう形で整備されようとしてるんですよ。その確認です。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○式森一彦消防本部総務課長 消防本部総務課長の式森です。

先ほど答弁させていただきましたとおり、無線については和泉市単独というところで、今

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

回、指令におきまして共通する部分があることから、堺市の消防救急デジタル無線の更新とは全く影響はございません。

以上です。

○吉川茂樹委員 委員長、もう終わります。

○山本秀明委員長 よろしいんですか。

○吉川茂樹委員 もういいです。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第18号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

○山本秀明委員長 次に、議事第3、議案第19号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○森下幸彦上下水道部長 上下水道部長の森下です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました、議案第19号 大阪広域水道企業団の

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の52ページをお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に、岸和田市、八尾市、富田林市、和泉市、柏原市、高石市及び東大阪市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

こちらは、今回変更する規約案の新旧対照表でございます。変更内容について御説明申し上げます。

別表第2中、岸和田市、八尾市、富田林市、和泉市、柏原市、高石市を藤井寺市の前に加え、藤井寺市の次に東大阪市を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、この規約は令和6年4月1日から施行するとしております。

なお、参考資料としまして、54ページに関係法令の抜粋を記載しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第19号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 すみません、この議案で大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更と、企業団規約の変更に関する協議ということで、いわゆる水道事業の統合の話になるわけです。この点について何点か確認をしたいと思います。

まず、改めて12月議会でも示されていますけれども、統合によるメリットはどういうふうと考えておられるのか、まずお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

統合のメリットについては大きく2つあると考えております。

まず1つ目は、市水道事業単独では該当しない府補助金が約14億5,000万円活用でき、供給単価で1立方メートル当たり2円ではございますが、将来の料金値上げの抑制ができるということを考えております。

2つ目として、統合後は総務系の業務を集約して実施するというので、技術職員に置き換えることができる。そして、職員の総数を変えずに技術職員を増やすことが可能になり、老朽管や施設の更新をより推進でき、より安全・安心な水道水の供給が可能になると考えてございます。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。取りあえずメリットは聞いておきます。

じゃ、逆に、今回の統合におけるデメリットはどういうふうに考えておられるのか、改めてお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

デメリットとしましては、水道料金の改定、また、水道施設の更新計画、財産処分等については企業団議会の議決で決定するため、本議会での市議会での決定権がなくなるということになります。

ただし、市において水道事業の動向を掌握し、市議会に報告及び御意見を賜る必要があると認識をしておりますので、企業団との調整役になる部署を設ける予定にしており、市及び市議会の意見を聞く仕組みを構築したいと考えております。

以上です。

○山本秀明委員長 はい、早乙女委員。

○早乙女 実委員 大きなデメリットとしては、議決権がなくなるという、自治がなくなるという、そういうふうに理解しておきます。

今、答弁で、和泉市及び議会の意見を聞く仕組みを構築したいというようなことなんですけども、大阪の広域水道企業団議会の定数は、今、1団体1議席というのは保障されてお

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ません。市や議会の意見が反映される保証はないと思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

確かに当企業団の議員定数については、現在1団体1議席とはなってございません。ただ、先ほど答弁させていただきました、市及び市議会の意見を聞く仕組み、また、首長会議などによりまして本市の意見を反映させるものと考えてございます。

具体的に申しますと、市の水道料金の改定など重要案件に係る当企業団議会への案件の提出に当たっては、企業団から本部に必ず意見照会がありますので、その際に市内部の会議、また、議会の御意見を賜り、その方針を決め、市や議会の意見を伝える仕組みを考えてございます。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 分かりました。それでも非常に不確定な形になるなというのは分かります。

次に、統合後の今、上下水道部になってるわけなんですけど、下水道部局の組織と公共下水道会計はどういうふうになるのかお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

上下水道部において水道事業を切り離すこととなります。下水道及び浄化槽部門につきましては、組織再編をする必要があり、現在、庁内調整をしておるところでございます。

また、会計につきましては、現在、地方公営企業法の全部を適用した会計になっておりますが、組織再編によりさらなる事務の合理化を図り、かつ会計規模、従事職員数の規模を考慮しまして、同法の財務のみを適用することを検討してございます。

以上です。

○山本秀明委員長 どうぞ。早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。公営企業法の全部適用がなくなるという形で理解させていただきました。

では、次に、職員の身分移管に関する事前アンケートのことについてお伺いをします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

12月の議会でもちょっと確認をさせていただきましたけれども、統合に当たって職員の身分移管については、令和5年度夏頃に企業団において、当該年度に水道事業に在籍している職員を対象に身分移管に関する意向調査を実施する予定であると、前回の都市環境委員会、私も質問し、答えていただいています。それとは別に、今年度、職員の身分移管に係るアンケートも行うというふうに聞いていますけれども、その結果についてはどうなっているでしょうかお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、答弁。はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

統合後の水道事業における人員確保の観点から、令和4年11月に上下水道部の下水道整備課以外の4課に所属する職員を対象に、身分移管する場合の勤務条件等に関する説明会を実施した上で、身分移管の希望の有無などについてのアンケートを行いました。現組織での対象者33名のアンケート結果でございますが、身分移管を希望する職員が20名、身分移管は希望しないが、大阪広域水道企業団への派遣職員なら希望するとした職員が5名、身分移管を希望しない職員につきましては8名となっております。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 移管を希望しない職員が8名おられるということなんですが、水道の事業、広域になってもセンターは残るという形でおっしゃってましたんですが、この水道事業としての必要な人員確保はどのようにされるつもりなんでしょうか、お聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

人員確保につきましては、現行の職員数が必要と考えてございます。身分移管希望者と市長部局からの派遣職員によりまして必要な人員を確保するものと考えてございます。

統合後においては、企業団における職員採用、また人事異動によりまして、派遣職員の割合を徐々に低下していくものと聞いてございます。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 派遣職員を出すという形ですけど、本庁も人手不足というか、職員不足で、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

採用云々で組合のほうも要求してるということも聞いてますし、なかなか大変な事態になるんじゃないかなと思ってます。

これ、最後ですけども、統合後に福祉減免制度についてはどうなるのかお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○北橋公都上下水道部お客さまサービス課長 お客さまサービス課長の北橋です。

水道事業における福祉減免制度については、現状の水道施設等における最大の懸案事項である今後の老朽管更新の対応において、その原資となる給水収益の減少状況を確認すると、今後水道料金の値上げは避けられないことから、負担の適正化を図る必要性が強くなってきており、令和6年度の水道事業統合のタイミングでの福祉減免制度の廃止はやむを得ないものと結論に至ったところです。

しかしながら、急な制度廃止により対象世帯への影響があると考えることから、周知期間が必要と判断し、3年間の経過措置期間を設け、その後廃止するものです。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 先ほどメリットで、14億5,000万円、府から入るから、値上げも少し遅らすことができるという、そういう答弁とは真逆の対応を福祉減免ではやるという、そういう回答だと理解しておきます。

以上で終わります。取りあえず。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

吉川委員。

○吉川茂樹委員 この件については、昨年よりいろいろ全員協議会等も開いていただいて、説明も受けてきました。私ども公明党としても、会派として大東市にお話を聞きに行ったりして、現状等もいろいろお話もお伺いしました。その中で、いろいろと説明は聞いて、メリット・デメリットもいろんな形を聞いてきたんですけども、やはりもう一つ納得のいかないというんですか、目に見えない、だから広域でやりたいというのがなかなかちょっと分からなかったんですけども、例えば、今の福祉減免の話なんですけども、対象としては今何世帯ぐらいで、影響額というのは今どれぐらいあるんですか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○北橋公都上下水道部お客さまサービス課長 お客さまサービス課長の北橋です。

上下水道料金における福祉減免の直近5年間の対象世帯につきましては、水道料金につい

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ては、令和3年度3,496世帯、令和2年度3,518世帯——3年間。令和元年度3,560世帯となっております。

以上です。

○山本秀明委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 答弁漏れですよね。影響額も教えてください。

○北橋公都上下水道部お客さまサービス課長 影響額のほうも。

○山本秀明委員長 すみません、指名されてから。

はい、どうぞ。

○北橋公都上下水道部お客さまサービス課長 お客さまサービス課長の北橋です。

すみません、影響額のほうも3年間お示しします。

令和3年度につきましては2,262万7,275円、令和2年度につきましては2,301万2,240円、令和元年度につきましては2,272万1,481円となっております。

以上です。

○山本秀明委員長 はい、吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。数字としてこれは聞いておきます。

もう一つ確認させていただきたいのは、広域企業団に入った場合、先ほど和泉市の水道料金の料金決定において、我々なかなか意見が通らないというようなお話もずっと聞いております。そんな中で、企業団の議員数の今の状況はどうなっているのか、ちょっとお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

現企業団の議員数につきましては、33名となっております。

以上です。

○山本秀明委員長 はい、吉川委員。

○吉川茂樹委員 今33名ということですけども、これもいろいろこれまで議論がなされたんですけども、これは33名で決定ですか、まだ議論中ですか。その辺についてはいかがですか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

企業団議会におきまして、堺市が3名で、その他の各ブロックで配分をされている、また町村と企業団に加盟している団体等で配分をされてるということ聞いております。

この議論につきましては、企業団議会におきまして、定数についていろいろ各団体からの意見等がございまして、現在審議中で、決定ではございません。

以上です。

○山本秀明委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 議員数も議論の真っただ中ということで、仮に和泉市が入ったとしても、和泉市として議員になれるかどうかという保障はあるんですか、ないんですか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

現時点の制度では保障はされてございません。

以上です。

○山本秀明委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

保障されてない中で、答弁の中では意見も言えるというような答弁もされてるんですけども、まだまだ私としては不透明な状況の中で、メリットも当然あると思います。メリットがあるから、市当局としては、水道部局としては、この企業団に広域で事業を進めたいという思いは分かるんですけども、今聞いたように、福祉減免でも3,500世帯ぐらいに大きな影響を与えていくというような状況もあり、また、企業団の議員数の数も議論をされてる状況の中で、果たして和泉市として本当に意見が言えるのかどうかというのは不透明な状況でありますので、その辺はしっかりと私も判断をして、この件については対応を決めたいと思います。

以上です。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

遠藤委員。

○遠藤隆志委員 大阪維新の会の遠藤です。

本件につきましては、昨年度より本格的な検討に入り、これまで議会に対して様々な資料提供及び説明をしていただき、この統合のメリット・デメリット等については多くの時間を費やし、議論をしてきたところであります。改めて1点確認したいと思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

統合した場合の会計はどうなるのかお聞かせをください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

企業団と統合団体との申合せ書におきまして、市町村域水道事業につきましては、当該団体の水道事業がその他の市町村域水道事業と別々に水道料金の算定を行う間は、当該団体の水道事業とその他の市町村域水道事業の経理は区分して行うとの事項を記載をしますので、企業団全体の会計とは区分をされます。

以上です。

○山本秀明委員長 当面の話ですよ。それ、確認ちょっとしておきます。

はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

委員長おっしゃるとおり、当面の間になっております。

以上です。

○山本秀明委員長 はい、遠藤委員。

○遠藤隆志委員 分かりました。

それでは、最後に、ちょっと今回の統合についての市の思いというのがあると思うんですけど、そのあたりをお聞かせいただけますでしょうか。

○山本秀明委員長 はい、答弁。副市長、答えられるんですか。答えられるんですね。

はい、どうぞ。

○森吉 豊副市長 副市長、森吉でございます。

市の思いということでございますので、市の考え方を答弁させていただきます。

和泉市の水道事業の課題といたしましては、大きく3点ございます。まず、1点目は、将来における給水収益の減少、2点目に老朽化しております管路及び施設の更新費用の増加、3点目には技術継承という、こういった問題がございます。大阪広域水道企業団への統合を検討しました結果、基盤強化が図られまして、これらの課題が解消されまして、安全・安心な水道水の供給が可能となり、市民に有益であるということを判断いたしましたので、令和6年度の統合と。統合すべきであるという考えに至ったところでございます。

また、今回統合をめざしている団体といたしましては、東大阪市さんをはじめとしまして、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

人口規模の大きな団体さんがいらっしゃいますし、統合した場合には、これまでに統合されておられる団体さんと共に未統合の団体の統合を促進しまして、より一層の運営基盤の強化につなげてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○山本秀明委員長 遠藤委員。

○遠藤隆志委員 副市長、ありがとうございました。

ただいまの御答弁で、企業団に統合した際には、東大阪市をはじめとして、また、これまで統合されている団体と共に未統合団体の統合を促進し、一層の基盤強化につなげていきたいという市の思いというのは伝わりました。ぜひとも、その際には和泉市がリーダーシップを発揮していただいて、統合の推進に向けて推し進めていただきたいと思いますので、その辺のところは要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

松本委員。

○松本利裕委員 明政会の松本でございます。

これまで委員会、協議会等で今回の統合に関わるメリット・デメリットについて多々説明していただいておりますので、今回は2点質疑させていただきます。

この統合については、府域一水道を見据えたものと考えております。しかし、今回の統合案には府域一水道の形について言及されていないし、未統合団体の動きを見ても府域一水道の実現は難しいものと思っておりますが、市としてはどのように考えているのかお伺いします。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

今回の統合案は、令和6年度から和泉市を含む7団体が企業団に統合するということについて記載をしているものでございます。府域一水道の実現につきましては、大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）のほうには、おおむね20年程度を目標に一水道の実現と、めざすとなっておりますが、これまでの経過を考慮しますと、なかなか難しいと感じてございます。

以上です。

○山本秀明委員長 松本委員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○松本利裕委員 では、次に、企業団に統合した場合において、企業団の事業運営に疑念が生じた場合、和泉市に水道事業を戻したいと考えたときに、それは可能なかどうかお伺いたします。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤井 満上下水道部次長（経営総務・お客さまサービス担当）兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

今回の統合時と同じように、大阪広域水道企業団規約の共同処理する事務から和泉市を削除する議決を42市町村で得ることができれば、企業団から水道事業を和泉市に戻すことが可能となります。

以上です。

○山本秀明委員長 松本委員。

○松本利裕委員 一度統合した後に和泉市の水道事業に戻すには、和泉市を含む42市町村の議決が必要ということです。これは、もう中途の脱会が実質不可能だというふうに考えます。一度統合すれば後戻りできないというふうに思われます。

先ほどの答弁にもありました府域一水道をめざすと言ってても難しいということもあります。それならば、なおさらこの企業団の企業長でもあり、政令市である堺市が統合するタイミングで統合に向かうべきだというふうに言っておきます。

以上です。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 早乙女です。反対の立場で討論をいたします。

先ほどの質疑で明らかなように、当局は統合メリットとして府補助金が約1億5,000万円活用でき、値上げを抑制できるとし、また総務系業務を集約し、技術系職員に置き換えることができ、老朽管や施設の更新がより推進できるようになると述べました。しかし、値上げの抑制といっても僅か1年間遅らすだけであり、技術系職員についても、職員アンケートでの意向調査結果では8名の残留希望者がいるということですから、統合後の職員配置は不透

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

明です。8名については本庁職員で補充することになるでしょうし、技術系職員が配置される保障はありません。

また、デメリットとしては、水道料金改定や施設等の更新計画に市議会での決定権がなくなるということです。まさに水道自治の放棄、破壊であります。当局は、企業団との調整役となる部署を設ける予定であるとして、意見照会ができるようにしていますが、こちらも意見が通る保障はありません。しかも、現在の広域企業団議会の定数は1団体1議席が保障されておらず、市や議会の意見が反映される可能性は全くありません。

さらに、公共下水道の事業との関係でも、下水道事業を切り離すことでどのような組織再編となるか、今でもはっきりしていません。

さらに、公営企業法の全部適用から財政のみの適用に変えるということです。これまで国の指導に従って公営企業法全部適用として分かりやすい財務会計、状況が適切に把握し、適切な経営計画、方針をつくるとしてきたことはどこに行ってしまったのでしょうか。

最後に、福祉減免制度については廃止するとの方針を明言されました。物価上昇の現在、市民の暮らしが大変なときに、自らその方針を投げ捨てることはとても市民的に納得できる話ではありません。認めることができません。

以上のことから、議案第19号 大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてに反対をいたします。

以上です。

○山本秀明委員長 他に討論の発言はありませんか。

遠藤委員。

○遠藤隆志委員 遠藤です。賛成の立場から討論いたします。

本市の水道部局からは、府内水道事業の統合団体に加わることの有益性について、これまで繰り返し説明を受けてまいりました。そして、これについては、今後どのような社会情勢に直面しようとも、本市が市民に対し公共財産である水資源の安定供給を今だけでなく、将来世代にわたって確実なものとするための決意であると受け止めております。もちろん本市の水道事業は、これまで多くの職員の皆様の創意工夫、地元水道事業者の皆様の多大なる貢献、市民の皆様の御理解が一体となり、近隣自治体と比べても非常に高い経営水準を保ってきました。しかし、今後については人口減少による給水収益の減収、水道施設の老朽化による更新費用の増加、また、技術者の減少による技術継承の問題など、様々な課題を抱えており、そのための備えは、まだ経営状態の順調な時期から先手で挑まなければなりません。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これを進める上で、繰り返し御指摘を受けていたとおり、大阪においてOne Osaka!で広域行政の一元化を提唱している大阪維新の会が責任政党として、これに関する取組を実効性の高いものにするための方向性を統一できていなかったことが大きな問題であったということについては認めざるを得ず、今後早急に党内での議論を加速させていく必要があると思っております。

今後、全国の各都道府県においても、厚生労働省の水道法の改正に伴い、水道事業の広域連携に向けた取組が大きく加速していくことが期待されております。大阪が府内広域一水道の考え方の下、今後も水道事業の基盤強化において全国に先駆けた取組を行っていく中で、我々和泉市がこの段階で企業団の枠組みに入り、大阪府内の比較的事業規模の大きな東大阪市、八尾市、岸和田市などと共にイニシアチブを握り、企業団の経営基盤にしっかりと関与していくことは、必ずや本市の水道の安定供給に寄与すると思っております。

そのようにして、最適配置案の実現による事業費の縮減や、統合に伴う国や府の補助金などを活用し、水道料金の値上げ抑制や技術継承問題の解消、安定的な人材確保等による運営基盤の強化など、より安全・安心な水道水の供給を行うことが可能になり、必ずや和泉市民にとってのメリットを生み出していくことができるものと確信をいたしております。

以上のことから、議案第19号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について賛成とさせていただきます。

以上です。

○山本秀明委員長 他に討論の発言はありませんか。

松本委員。

○松本利裕委員 明政会の松本でございます。

議案第19号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてに反対の立場から討論いたします。

本議案は、本市の水道事業の経営を大阪広域水道企業団に経営統合しようとするもので、その目的は府域一水道であり、スケールメリットにより効率的な経営体系の下、水道料金も最終的には統一しようとするものだとして理解しております。

大阪市、堺市といった政令市が府内一水道になることにより、経営基盤の弱い自治体を補っていく制度であり、この方針については何ら反対するものではありません。

しかし、その現状として府内一水道の方針が示されて10年が経過する現在においても、大阪市は、いまだ大阪広域水道企業団自体にも加入しておらず、企業長市である堺市も、いま

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

だ企業団との経営統合の意思を示されておりません。

今回、経営統合する8自治体を合わせても、大阪府内の給水人口でいいますと20%程度が経営統合しているにすぎず、経営基盤のしっかりとした大阪府内の半分近い自治体は経営統合するという判断には至っておりません。今までの質疑でも明らかになったように、現状は府内一水道へのめどは全く立っておらず、大阪市、堺市といった人口規模の多い自治体の加入がない中、本市が経営統合に踏み切れば、将来的には、既に経営統合している人口規模が少なく経営基盤の弱い自治体を、本市市民の水道料金で賄っていかなくてはならないことも否定できません。

今回の経営統合によるメリットとして、時限措置として補助金や職員体制の充実を述べられておりますが、9月の明政会、山本議員の一般質問でも明らかになったように、補助金については今後もないとは言い切れないようですし、職員体制充実の必要性も経営統合ありきで進めてきたことにより、市として職員の募集努力を怠ってきたものであり、大きなメリットとは思えません。逆に、経営統合により、今後、行っている水道料金の福祉減免等がなくなるといった市民サービスの低下も明らかとなっております。

以上の理由から、府内一水道をめざす大阪広域水道企業団の方針には賛同できますが、企業長市である堺市や大阪市の経営統合が不確定の中、本市が先行して経営統合することはデメリットも多く、時期尚早であると考えます。

よって、今回の議案第19号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については反対であることを申し上げて、私の討論といたします。

以上です。

○山本秀明委員長 他に討論の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第19号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立少数であります。

よって、議案第19号は否決されました。



◎議案第20号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（宅地造成等規制法関係）

○山本秀明委員長 次に、議事第4、議案第20号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（宅地造成等規制法関係）を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○八木 剛都市デザイン部長 都市デザイン部長の八木です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第20号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の55ページを御覧ください。

まず、提案の理由でございますが、宅地造成等規制法の一部を改正する法律による宅地造成等規制法の一部改正に伴い、引用する法律名を改正するほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、56ページを御覧ください。

第2条（15）の2中、「宅地造成等規制法」の前に、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律による改正前の」を追加いたしまして、（15）の3及び別表第1の3中、「宅地造成等規制法」を「旧法」に改めるものでございます。

そのほか、租税特別措置法施行令の改正に伴って項ずれが生じたため、併せまして、（16）の2中、「第20条の2第13項及び第38条の4第22項」を「第20条の2第14項及び第38条の4第24項」に改め、57ページに移りまして、（16）の4の中、「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は宅地造成等規制法の一部を改正する法律が施行される令和5年5月26日から施行するものでございます。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜り賜りますようお願い申し上げます。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第20号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号 和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例制定について

○山本秀明委員長 議事第5、議案第21号 和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○八木 剛都市デザイン部長 都市デザイン部長の八木です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第21号 和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の59ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法による規制が及ばない空き長屋等において、適切な維持管理を推進するために必要な事項を定めるとともに、法規制が及ぶものの適切な維持管理がなされていない空き家等に関して、緊急安全措置に係る事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ろうとするものです。

次に、その内容でございますが、60ページを御覧ください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第1条では、先ほどの提案理由のとおり本条例の目的を定めており、第2条では用語の定義を定めております。

61ページに移りまして、第3条では市の責務を、第4条では空き長屋等の所有者等の責務を定めております。第5条では、市長は、空き長屋等についての所有者調査、立入調査等ができること、第6条第1項では、固定資産税の課税情報について、空き長屋等の所有者等に関するものを目的外利用できること、同条第2項では、他の地方公共団体の長などに対して空き長屋等の情報提供を求めることができることを定めております。

62ページに移りまして、第7条では、市長は空き長屋等の所有者等に対し適正な管理を促進するため、情報提供や助言等を行うこと、第8条では、特定空き長屋等の所有者等に対して必要な措置を取るよう助言、指導、勧告、命令をすることができることを定めております。

63ページに移りまして、第9条では、市長は特定空き長屋等の所有者等が命令に従わない場合、行政代執行することができること、第10条では、特定空家等、特定空き長屋等について、緊急の必要があるときは最小限の措置を講じることができることを定めております。

64ページに移りまして、第11条では過料について、第12条ではそのほか必要な事項は規則で定めることを規定しております。

最後に、附則でございますが、この条例は令和5年6月1日から施行するものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第21号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

委員会の途中でありますが、お昼のため1時まで休憩いたします。

(午前11時48分休憩)



(午後1時00分再開)

○山本秀明委員長 午前に引き続き委員会を開きます。



◎議案第31号 令和4年度和泉市一般会計補正予算(第11号)〈都市環境所管分〉

○山本秀明委員長 次に、議事第6、議案第31号 令和4年度和泉市一般会計補正予算(第11号)の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明は、本会議の提案理由の際に行われておりますが、補足資料が提出されておりますので、御参照願います。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

埤田副委員長。

○埤田英伸副委員長 埤田です。よろしく申し上げます。

私からは、信太山丘陵里山自然公園管理棟について1点質問させていただきます。

このたびの管理棟建設に当たり繰越しとなっておりますが、原因が輸入材であるベイマツの調達遅れの様です。当初は、地産地消の観点や、林業及び製材業支援の観点から、使用する木材のほとんどを市内産木材であるいずもくのみで建築するという予定だと聞いておりましたが、一部を輸入材ベイマツを導入しようとした経緯を教えてください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○山抱正嗣都市デザイン部都市整備室公園緑地担当課長 公園緑地担当課長の山抱です。

本公園の管理棟については、木造建築で、基本的には杉やヒノキが中心であるいずもくを

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

活用した設計となっています。その中で、子どもたちの環境学習など幅広い用途で利用しやすいように、多目的室内の柱を少なくする工夫を行っており、そのため一部のはり等構造部材において、杉やヒノキより高密度・高強度が必要となり、その部分のみベイマツを採用しております。

以上です。

○山本秀明委員長 はい、埤田副委員長。

○埤田英伸副委員長 分かりました。

では、木材利用について、今回使用する木材の市内産いずもくと輸入材のベイマツの割合を教えてください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○山抱正嗣都市デザイン部都市整備室公園緑地担当課長 公園緑地担当課長の山抱です。

管理棟で使用する木材33立方メートルのうち、いずもくが約70%、ベイマツが約30%となっています。

以上です。

○山本秀明委員長 埤田副委員長。

○埤田英伸副委員長 御答弁ありがとうございました。

昨年オープンしたアグリセンターや、このたびの信太山丘陵里山自然公園管理棟の建築において積極的に市内産木材を使用されていて、ここ10年間ではなかなか市内産木材使用率が上がらなかったのが改善されてきていることがよく分かります。今後も公園、また市の公共施設や小・中学校などにおける建築や改装の際には、さらなる市内産木材の使用をすることを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第31号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号 令和4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

○山本秀明委員長 議事第7、議案第32号 令和4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明も本会議の提案理由の際に行われておりますが、補足資料が提出されておりますので、御参照願います。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第32号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。



◎閉会宣告

○山本秀明委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上で、都市環境委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後 1 時05分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 山 本 秀 明